

伊勢原市健康づくり推進条例 (案)にご意見を

本市の基本理念である「生涯にわたって誰もが健康でこころ豊かに暮らしていくことができる健康文化都市」を目指す条例を制定するため、市パブリックコメント制度(市民意見提出制度)に基づき、条例案へのご意見を募集します。

閲覧場所 市役所分室の担当か市役所1階ロビー、各公民館、図書館、市民活動サポートセンター※市ホームページからも閲覧可

意見提出方法 住所、氏名、電話番号、意見を明記し、郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)かFAX、電子メール、または直接担当へご提出ください◇右のQRコードからも提出可



電子申請ページ

意見提出期間 9月30日(火)まで

健康づくり課 ☎94-4616 ☎93-8389 ✉kenkou@isehara-city.jp

9月9日は救急の日

安易な救急車の要請や大病院への受診は、緊急度の高い患者への医療に支障が出ることにつながり、救急医療としての本来の機能が果たせなくなります。まずは身近なかかりつけ医を受診するなど、適切な救急医療のかかり方にご理解とご協力をお願いします。

救急車を呼ぶか迷ったときは

かながわ救急相談センター ☎#7119または045-232-7119、045-523-7119
☎045-242-3808※FAXは聴覚障がい者専用

急な病気・けがの対処方法や医療機関の受診案内、救急車を要請する必要性について看護師などに電話相談できます※FAXは医療機関の受診案内のみ可

相談時間 24時間受付

かながわ小児救急ダイヤル ☎#8000または050-3490-3742

子どもの体調に関する電話相談ができます。

相談時間 毎日午後6時～午前8時

子どもの救急ホームページ

夜間や休日などの診療時間外における子どもの医療機関受診判断の目安などの情報を掲載しています。

対象 生後1カ月～6歳までの子ども

健康づくり課 ☎94-4616



子どもの救急ホームページ

9月10日～16日は自殺予防週間

全国では、毎年2万人を超える尊い命が自殺によって失われています。元気がない、食欲がないなどといった「こころのサイン」を見逃さないよう、日ごろから一人一人が身近な人の様子を気にかけて、支え合うことが命を守ることに繋がります。

心の病は誰でもかかる可能性があります。不調やストレス症状が続くと、日常生活にも支障が出ます。自分だけでは解決が難しい問題や悩み事は、専門機関に相談しましょう。

こころの電話相談(県精神保健福祉センター) ☎0120-821-606

相談時間 24時間受付

横浜いのちの電話相談 ☎045-335-4343

相談時間 日～水曜日の午前8時～午後10時、木～土曜日の午前8時～翌日8時

川崎いのちの電話相談 ☎044-733-4343

相談時間 24時間受付

依存症電話相談 ☎045-821-6937

相談時間 月・火曜日の午後1時30分～4時30分(年末年始、祝日を除く)

いのちのほっとライン@かながわ

右のQRコードからLINEアプリで友だち登録をしてご相談ください。

相談時間 午後5時～午前0時(受付は午後11時30分まで※水曜日と祝日、年末年始を除く)

障がい福祉課 ☎94-4721



いのちのほっとライン

子どもの変化にご注意を

夏休みが終わっても規則的な生活に戻れない、学校に行きたがらない…。子どもたちの中には休み気分が抜けずに不規則な生活を続け、非行に走ったり、犯罪被害に巻き込まれたりするケースが見られます。普段と違う様子に気付いたら、まずは話を聞いてあげてください。



心配事は青少年相談室へ

青少年相談室では、相談員がお話を聞き、必要に応じて専門機関への紹介を行います※相談者の秘密は固く守ります

青少年相談(保護者用) ☎94-1030

ヤングテレホン(青少年本人用) ☎96-0800

相談時間 平日の午前9時～午後5時(年末年始を除く)

メール相談 ✉young-soudan@isehara-city.jp

右のQRコードからも相談できます

相談時間 24時間受付◇回答に時間がかかる場合があります

こども若者支援課 ☎94-4647



メール相談

草木類の分別収集にご協力ください

ごみの減量化・資源化を進めるため、草木類のステーション収集を行っています。皆様のご協力により、令和6年度の草木類資源化実績は前年度比で455トン増となりました。しかし、草木類以外の物が含まれていることや、草木類の収集日ではない日に出されていることがあります。ごみの減量化・資源化のため、草木類の出し方にご注意ください。



市ホームページ

収集する草木類とは

家庭から出たせん定枝や刈草、落ち葉などです。束ねるか袋に入れて出してください。田畑から出たものや造園業者、シルバー人材センターなどの事業者に依頼して出たものは対象となりません。

収集日は毎週初めの燃やすごみの日

週2日ある燃やすごみの日のうち、最初の日に収集します。他のごみと同様、午前8時30分までに出してください。

燃やすごみの収集	草木類の収集
月・木曜日の地区	毎週月曜日
火・金曜日の地区	毎週火曜日
水・土曜日の地区	毎週水曜日



搬出は燃やすごみのステーションへ

燃やすごみのステーション(集積所)に草木類を出してください。燃やすごみとは別に草木類を収集します。また、可能な限りステーション内で燃やすごみと分けて出してください。量が多い場合は何回かに分けて出すか、戸別回収や自己搬入などをご利用ください。一部の自治会にある草木類用の専用集積所での収集も引き続き実施しています。

資源化できないもの

◆竹・ササ類◆根株◆芝生◆野菜や果物の実◆キョウチクトウなど毒性があるもの◆角材や板、木製品

草木類の袋に他のものは入れないでください

実際に次のものが草木類の袋に入っていました。資源化の妨げになるため、草木類以外のものは入れないでください。

◆草刈りに使った軍手やビニール手袋、鎌などの道具◆苗や花が入っていた園芸用のポット◆スズランテープなどのひも類◆たばこの吸い殻やお菓子の袋、空き缶、ペットボトルなどのごみ◆角材や木製品を分解したもの

※袋は中身が確認できる透明か半透明の袋をご利用ください。土のう袋や米袋(紙袋)、肥料や堆肥などの袋で出されていることが多くあります

※土や泥をよく落とししてください。また、袋に雨水が入らないよう、雨の日は特に固く結ぶ、結び口を下にして出すなどのご協力をお願いします

清掃リサイクル課 ☎94-7502